

羽咋市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、糞尿等による生活環境への被害の低減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する市民の意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 人が所有し、又は占有していない猫で、本市を主な生息地とするものをいう。
- (2) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する獣医師をいう。
- (3) 不妊・去勢手術 獣医師が行う生殖を不能にする手術のうち、雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術並びに雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 識別処置 不妊・去勢手術を実施するときにおいて、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる者のうち、自ら飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術及び識別処置を受けさせ、かつ、当該手術の費用を負担する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載され、かつ市内に居住している者
- (2) 市内の町会
- (3) 市内に活動の拠点を有する団体

(補助対象猫)

第4条 補助の対象となる猫は、次の各号のいずれにも該当する猫とする。

- (1) 飼い主のいない猫であること。
- (2) 手術をする獣医師が、手術をすることが適当と認めた猫であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用
- (2) 識別処置に要した費用

(補助額)

第6条 補助額は、1匹につき5,000円又は補助対象経費の額のいずれか低い額とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽咋市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、手術を施した獣医師の証明を受け、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 獣医師が発行する不妊・去勢手術及び識別処置に係る領収書
- (3) 補助対象猫が主に生息する地域の地図の写し
- (4) 不妊・去勢手術後の補助対象猫の写真で、識別処置が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、手術の完了後40日以内の日までに行わなければならない。

(補助の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、手術費の補助をすることに決定したときは、羽咋市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(支払方法)

第9条 補助金は、申請者が羽咋市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金請求書(様式第4号)により申し出た金融機関の預貯金口座への口座振替の方法により支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。